熊谷市緊急輸送道路閉塞建築物耐震改修事業補助金交付要綱(趣旨)

- 第1条 この要綱は、熊谷市建築物耐震改修促進計画に基づき、緊急輸送道路の沿道の建築物の耐震改修を実施する所有者等に対し、耐震改修に要した費用の一部を予算の範囲内で補助するため必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、熊谷市補助金等の交付手続等に 関する規則(平成17年規則第59号。以下「規則」という。)に 定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
  - (1) 耐震改修事業 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業制度要綱 (以下「国制度要綱」という。) に基づきこの要綱に定めるところにより行われる事業 (国制度要綱第3第1項第六号ハに基づく 耐震改修又は除却工事 (擁壁の耐震改修又は除却に係るものを除く。)) をいう。
  - (2) 緊急輸送道路 熊谷市緊急輸送道路閉塞建築物耐震診断事業補助金交付要綱(令和3年6月22日施行。以下「耐震診断要綱」という。)第2条に規定する緊急輸送道路をいう。
  - (3) 緊急輸送道路閉塞建築物 耐震診断要綱第2条に規定する緊急 輸送道路閉塞建築物をいう。
  - (4) 耐震化促進建築物 耐震診断要綱第2条に規定する耐震化促進 建築物をいう。
  - (5) 耐震診断 耐震診断要綱第2条に規定する耐震診断をいう。
  - (6) 耐震改修 耐震改修促進法第2条第2項の耐震改修をいう。 (補助金の交付要件)

- 第3条 耐震改修事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。ただし、除却工事の場合においては第3号を除く。
  - (1) 耐震診断要綱第3条に規定する要件を満たす事業であること。
  - (2) 次のアからウまでのいずれにも該当する建築物について行う事業であること。
    - ア 構造が耐震上著しく危険であると認められること、又は劣化 が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると 認められる建築物
    - イ 耐震改修促進法に基づく指導を受けたもので、建築基準法に 基づく耐震改修に係る命令を受けていない建築物
    - ウ 耐震診断による Is (構造耐震指標)の値が 0.6 未満である建築物
  - (3) 耐震改修促進法第17条第3項の規定による建築物の耐震改修の認定、建築基準法第86条の8第1項の規定による全体計画の認定又は建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)別添の指針に適合する水準にあるか否かについて第三者の専門機関による耐震改修計画の評定を受けて地震に対する安全性の向上を目的として行う事業であること。
  - (4) 補助の対象となる耐震改修事業に係る工事は、建設業法第3条 第1項に規定する建設業の許可を受けている者が行うものとする。 (補助金の交付を受けることができる者)
- 第4条 補助金の交付を受けることができる者は、緊急輸送道路閉塞 建築物の所有者又は区分所有者の団体若しくは管理者(建物の区分 所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条に規定する 区分所有者の団体又は管理者をいう。)とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金交付の対象として市長が不適当

と認める者は交付の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、建築物1棟につき、耐震改修に要した費用の額に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数がある場合においては、その端数を切り捨てた額)とし、1,000万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、緊急輸送道路閉塞建築物耐震改修事業補助金交付申請書 (様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、除却工事の場合においては第10号を除く。
  - (1) 現況写真
  - (2) 補助対象部分が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた ことを証する書類
  - (3) 昭和56年6月1日以降の増改築の状況を証する書類
  - (4) 補助対象建築物の所有者等であることを証する書面
  - (5) 補助対象建築物の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面(申請者が第4条に規定する区分所有者の団体又は管理者である場合を除き、補助対象建築物が共有物である場合に限る。)
  - (6) 区分所有者の集会等において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類(申請者が第4条に規定する区分所有者の団体である場合に限る。)
  - (7) 耐震診断結果報告書の写し
  - (8) 位置図等
  - (9) 関係図面(配置図、平面図、立面図、断面図又は建築設備図等)

- (10) 耐震判定委員会等の評価を得たものであることを証する書類等 の写し
- (11) 補助対象建築物の耐震改修事業に係る工事に要する費用につい ての見積書の写し
- (12) その他市長が必要と認める図書
- 2 申請者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。
- 3 第1項の申請書にて記載を求めていない事項及び同項各号に掲げられていない書類は規則第5条第3項の規定により、省略されたものとみなす。

(補助金の交付決定等)

- 第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、申請 内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、緊急輸送道路閉塞建 築物耐震改修事業補助金交付決定・却下通知書(様式第2号)によ り申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があるときは、当該補助金の交付決定に条件を付することができる。
- 3 補助事業者等は、やむを得ない理由により第1項の規定による通知を受けた後に補助事業等を取りやめるときは、速やかに緊急輸送

道路閉塞建築物耐震改修事業取りやめ届 (様式第3号)を市長に届けでなければならない。

4 前項の届出があったときは、第1項に定める交付の可否の決定が なかったものとする。

(補助事業等の着手)

第8条 補助事業者等は、前条第1項の規定による通知を受けた後で なければ、補助事業等に着手することができない。

(補助事業等の内容の変更)

- 第9条 補助事業者等は、補助事業等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、緊急輸送道路閉塞建築物耐震改修事業補助金交付変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、補助金又は事業内容の変更の可否を決定し、緊急輸送道路閉塞建築物耐震改修事業補助金交付変更決定・却下通知書(様式第5号)により補助事業者等に通知するものとする。
- 3 補助事業者等は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、 補助事業等の内容を変更することができない。

(中間検査の実施等)

- 第10条 市長は、必要があると認める場合は、工程を指定し、中間 検査を実施することができる。この場合において、補助事業者等は、 耐震改修に係る工事が当該指定に係る工程に達したときは、中間検 査申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による中間検査申請書の提出があったときは、 耐震改修に係る工事が適正に行われているかどうかについて、速や かに中間検査を行うものとする。

(補助事業等の完了期日の変更)

第11条 補助事業者等は、補助事業等が緊急輸送道路閉塞建築物耐

震改修事業補助金交付決定・却下通知書に付された期日までに完了 しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに緊急輸送 道路閉塞建築物耐震改修事業完了期日変更届(様式第7号)によっ て市長に届け出なければならない。

(完了実績報告)

- 第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、速やかに 緊急輸送道路閉塞建築物耐震改修等事業完了実績報告書(様式第8 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。 ただし、除却工事の場合においては第4号から第6号及び第8号並 びに第7号中における施工中における実施個所の写真を除く。
  - (1) 請負者と締結した契約書の写し
  - (2) 領収書の写し
  - (3) 請求内訳書
  - (4) 耐震改修の設計図
  - (5) 耐震改修の実施後の耐震診断書
  - (6) 建築士による工事監理及び現場検査の報告書
  - (7) 耐震改修工事の施行前、施工中及び施行後における実施箇所の 写真
  - (8) 第三者判定機関等による判定を行った場合には、その判定が記載された書類の写し
  - (9) その他市長が必要と認めるもの (補助金の交付額の確定)
- 第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その報告 内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い適当と認めたときは、 補助金の額を確定し、緊急輸送道路閉塞建築物耐震改修事業補助金 交付確定通知書(様式第9号)により補助事業者等に通知するもの とする。

(補助金の交付請求及び交付)

- 第14条 前条の通知を受けた補助事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日又は補助事業等が完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、緊急輸送道路閉塞建築物耐震改修事業補助金交付請求書(様式第10号)により、市長に請求しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、補助事業者等に対して、速 やかに補助金を交付するものとする。

(書類の整備等)

- 第15条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らか にした帳簿及び証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助事業等の完了の日の属する年度 の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助の制限)

第16条 補助金の交付は、補助の対象となる緊急輸送道路閉塞建築 物1棟につき1回限りとする。

(適用除外)

第17条 この要綱の規定は、国、独立行政法人、地方公共団体及び 地方独立行政法人等が所有する建築物については、適用しない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第18条 補助事業者等は、補助事業等の完了後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の確定に伴う報告書(様式第11号)により速やかに市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税等 仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、熊谷市緊急輸送道路閉塞建築 物耐震改修等事業助成金交付要綱の規定によりなされた処分、手続 その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。 (この要綱の失効)
- 3 この要綱は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年11月22日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月22日から施行する。